

- (6) 代表選出審議會は各部
- (7) 大會代議員は各部を選出する事
- (8) 大會は代議員及び執行委員を以て組織す
- (9) 中央委員は大會に於て之を選挙す
- (10) 執行委員は中央委員より互選す
- (一) 縣聯合大會代議員は各部を選出す
- (二) 縣中央委員は大會に於て之を選挙す
- (三) 縣執行委員は中央委員より互選す
- (四) 縣聯合大會は代議員 縣執行委員を以て組織す

▲▲ 九州聯合の組織は縣聯合に準ず

現行一選挙区協議會は縣國代表選出臨時協議機關